

沿岸広域振興局長告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成28年7月1日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大槌小鎚線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上閉伊郡大槌町大町47番1地先から上町204番地先まで	新	B 17.0~16.0 m	m 1,292.1
上閉伊郡大槌町大町42番地先から上町1番1地先まで	旧	A 22.0~3.1	1,362.8
上閉伊郡大槌町大町47番1地先から上町204番地先まで		B 17.0~16.0	1,292.1

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
- (2) 期間 平成28年7月1日から同年8月1日まで